

障害のある子供の指導や支援、合理的配慮に悩んでいる…そんな時は

特別支援学校が
相談に乗ります!

活用してください!センター的機能

特別支援学校の「センター的機能」とは

「センター的機能」とは、特別支援学校がその専門性を生かし、地域における学校等の特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、必要な助言や援助を行う役割を指します。

学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする

特別支援学校のセンター的機能の例

小・中学校等の教員への支援

関係機関等との連絡・調整

特別支援教育等に関する
相談・情報提供

障害のある幼児児童
生徒への指導・支援

小・中学校等の教員に
対する研修協力

障害のある幼児児童生徒への
施設設備等の提供

来校相談、電話・オンライン相談



要請の手続

※ 手続の詳細は、各特別支援学校のホームページで御確認ください。



電話照会

校長(園長)又は校長等の指名する担当者から、特別支援学校の校長に問い合わせてください。

申込み

指定された方法によって申込みをしてください。

実施

学校(園)のニーズに応じて、必要な助言や援助を行います。

国立及び私立の幼稚園や学校からの相談も可能ですので、御活用ください。

※国立及び私立の場合、特別支援学校の教員の派遣等に要する旅費は、相談する学校等にて負担いただきます。